

子ども・子育て支援新制度移行幼稚園の利用定員の変更等について（報告）

1 子ども・子育て支援新制度に関する概要

子ども・子育て支援新制度では、施設・事業者は、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、市から財政支援の対象施設・事業として「確認」を受けます。

具体的には、給付の実施主体である市は、認可を受けた特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）から、確認の申請を受け、各施設・事業の類型に従い、市の計画及び基準に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになります。

2 利用定員の設定及び変更について

特定教育・保育施設であることの確認は、子ども・子育て支援法（以下「法」とします。）第31条第1項の規定により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分（1号・2号・3号）ごとの利用定員を定めて市が行います。

利用定員を設定した後、状況が変化した場合は、園の申請又は届出に基づき、利用定員を変更します。

3 審議会の意見聴取について

法第31条第2項の規定により、市が、特定教育・保育施設の確認に当たり利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないと定められています。

利用定員を設定した後の定員変更については、法律上、審議会の意見を聴取しなければならない事項ではありませんが、報告をいたそうとするものでございます。

4 利用定員設定（変更の場合も含む。）の考え方

（1） 特定教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です。（幼稚園は適用なし。）

（2） 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定されます。幼稚園は1号認定のみですので、1号認定に関する認定区分を設定します。

（3） 利用定員は、認可の定員と一致させることを基本としつつも、各施設の実状に応じて次のとおり設定します。

ア 恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。

イ 恒常的な利用定員の超過については、市から施設に支払われる給付費の減算の対象となります。そのため、市と園で協議し、状況の変化に応じた見直しが必要です。

5 子ども・子育て新制度幼稚園に移行した牛浜幼稚園の利用定員の設定状況及び令和3年度からの利用定員の変更について（報告）

（1）牛浜幼稚園について

園名 牛浜幼稚園

所在地 福生市大字熊川 960 番地

設置者名 学校法人 高橋文化学園

園長名 涌井弘子

認可年月日・定員 昭和 40 年 2 月 12 日 285 人

（2）牛浜幼稚園の利用定員の設定状況について

平成 31 年 4 月から、牛浜幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の幼稚園に移行しました。その際は、平成 30 年 10 月 9 日に開催された子ども・子育て審議会であらかじめ意見をいただき、次のとおり利用定員を設定しました。

ア 設定前の過去 3 年間の在園児数の推移について

年度	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
平成 28 年度	26	34	48	108
平成 29 年度	27	31	33	91
平成 30 年度	36	31	34	101

イ 利用定員について

過去 3 年間の利用実績が 105 人前後を推移している状況を踏まえて、利用定員を 105 人と設定しました。

（3）令和 3 年度からの牛浜幼稚園の利用定員の変更について

（1）のとおりの 105 人を利用定員として設定し、2 か年が経過しようとしています、設定を上回る利用が続いており、令和 3 年度も同様の傾向が見込まれることから、牛浜幼稚園より確認の変更申請がなされました。

ア 令和元年度及び令和 2 年度の在園児数の推移について

年度	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和元年度	43	41	33	117
令和 2 年度	42	48	42	132

イ 令和 3 年度からの利用定員について

過去 2 年間の利用実績が 120 人前後を推移している状況を踏まえて、利用定員を 1 つ上の区分の 120 人と設定します。

6 子ども・子育て新制度幼稚園に移行した清岩院幼稚園の利用定員の設定状況及び満3歳児クラス創設に伴う令和3年度からの利用定員について（報告）

（1） 清岩院幼稚園について

園名 清岩院幼稚園

所在地 福生市大字福生 509 番地

設置者名 宗教法人 清岩院

園長名 榎本乃子

認可年月日・定員 昭和 40 年 12 月 25 日 255 人

（2） 清岩院幼稚園の利用定員の設定状況について

平成 30 年 4 月から、清岩院幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の幼稚園に移行しました。その際は、平成 29 年 7 月 21 日に開催された子ども・子育て審議会であらかじめ意見をいただき、次のとおり利用定員を設定しました。

ア 設定前の過去 3 年間の在園児数の推移について

年度	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
平成 27 年度	18	28	37	83
平成 28 年度	25	21	29	75
平成 29 年度	24	28	22	74

イ 利用定員について

過去 3 年間の利用実績が 75 人前後を推移しており、直近 2 年間で微減（横這い）である状況を踏まえて、利用定員を 75 人と設定しました。

（3） 令和 3 年度からの清岩院幼稚園の利用定員の維持について

（1）のとおりの 75 人を利用定員として設定し、3 か年が経過しようとしています。設定を下回る利用が続いておりましたが、ここで、園より満 3 歳児クラスを創設し、利用定員は減らさない旨の届出がなされました。

ア 平成 30 年度から令和 2 年度までの在園児数の推移について

年度	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
平成 30 年度	16	25	28	69
令和元年度	17	20	24	61
令和 2 年度	21	19	21	61

イ 満 3 歳児クラスについて

満 3 歳児クラスとは、満 3 歳児（満 3 歳の誕生日を迎え入園してから 3 歳児ク

ラスに進級するまでの幼児）の受入れをするために、3歳児クラスとは別に作る必要がある学級をいいます。

ウ 利用定員について

過去3年間の利用実績が75人を下回っていますが、満3歳児クラスの設定に伴い、当初設定した利用定員と同程度の利用が見込まれることから、利用定員総数は75人を維持し、内訳を変更します。

【利用定員の内訳】

年度	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成30年度～ 令和2年度	—	25	25	25	75
令和3年度	12	21	21	21	75